

令和5年川辺町議会第4回定例会

令和5年12月5日(火)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 (報告第 5号) 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》
日程第 5 (議案第48号) 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第 6 (議案第49号) 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 7 (議案第50号) 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 (議案第51号) 川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9 (議案第52号) 令和5年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
日程第10 (議案第53号) 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第11 (議案第54号) 令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12 (議案第55号) 令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第13 (議案第56号) 令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14 (発議第 4号) 川辺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

本日の議会に付した案件
議事日程のとおり

出席議員 (9名)

議 長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	5 番 佐伯 雄幸
6 番 佐伯 瞬	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	林 正和

健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(桜井真茂君) 令和5年川辺町議会第4回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、9名全員の御出席をいただきまして、誠に御苦勞様でございます。定足数に達していますので、ただいまから、令和5年第4回川辺町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。このところ、インフルエンザの感染者数が増えている状況であります。マスク着用については、個々の判断といたしますが、引き続きの感染防止対策としてパーテーションは設置したままとし、自席で発言される場合は飛沫を防止するため、着座にて行ってください。

また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いいたします。招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに、令和5年川辺町議会第4回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私にわたり何かとお忙しい中、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も残すところあと1カ月となり、大変慌ただしい時期となって参りました。

初めに、今年1年を振り返ってみますと、今年の夏は気温がかなり高く、7月の世界平均気温が観測史上最も暑い月となり「温暖化」ではなく「地球沸騰」という新たなワードが聞かれるようになりました。日本各地でも連日猛暑日となり、日本における6月～8月の夏の平均気温が1898年以降では最も高くなり「今年の夏は暑かった」と記憶されている方も多いのではないのでしょうか。

また、チャットGPTなどの生成AIが話題になったほか、大谷翔平選手を擁して日本が優勝した2023ワールドベースボールクラシック、瀬戸市出身の藤井聡太棋士の史上初の八冠達成など日本中が熱狂したニュースが思い出されます。その一方で、依然として混迷を極めるウクライナ情勢、イスラエル・パレスチナ紛争の激化では、多くの民間人が犠牲を強いられているという報道がされており、その行方が深く憂慮されています。

そして、私たちの生活に直接影響を与えた出来事として、新型コロナウイルス感染症の5類移行という大きな転機がありました。5類移行に伴い、これまで中止や縮小していた様々な行事やイベントが各地で開催され、川辺町でも6月の「かわべ清流レガッタ」を皮切りに、8月には「川辺おどり・花火大会」、10月には「第32回全国中学校新人競漕大

会」 「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」を開催し、町内外から多くの皆様にご来町いただきました。コロナ禍の鬱憤を晴らすかのように、どのイベントも皆様の熱気と歓声、たくさんの笑顔に包まれました。

特に「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」は従来の「川辺ふれ愛まつり」を廃止し、若い世代を中心とした幅広い年代の方が楽しむことのできる、新たなイベントとして企画したものでございます。当日は爽やかな秋晴れとなり、推計ではありますが、約8千人の方々が来場されました。会場内では、飲食の販売やキッチンカーの出店、木工体験やワークショップ、マルシェなどが行われたほか、会場内に設置された2つの音楽ステージでは、ミュージシャンによる音楽ライブやダンス発表が行われ、大いに盛り上がりました。

また、会場内で実施したアンケートの結果によりますと、町外から来場された方が57.3%、10代から40代までの方が75.9%という結果も出ており、今回のイベントの目的であった「新たな交流人口の拡大と活力あるまちづくり」に沿った形でイベントを終えることができたと考えております。もちろん改善点や反省点もございますので、これらの点についてはしっかりと洗い出しをし、次年度以降に反映することで、さらなる川辺町のPRに努め、より多くの皆様に御来場、お楽しみいただけるイベントにして参りたいと存じます。

次に国内の経済動向についてです。内閣府が先月22日に発表しました月例経済報告によれば「景気は、一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とされ、先行きについては、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるとされています。

物価上昇については、総務省が先月24日に発表しました消費者物価指数によると、総合指数は前年同月比3.3%の上昇、前月比は0.7%の上昇となっております。総合指数の前年同月比に寄与した主な項目としては、生鮮野菜、調理食品、菓子類、牛乳、卵類などの寄与度が高くなっており、依然として町民の皆さまの家庭生活に大きな影響を与えていることが分かります。このような状況のなか、国の令和5年度補正予算が、先月29日に成立し、物価高騰に直面する家計を支援するため、今年度すでに実施されております住民税非課税世帯への、支援給付金の追加給付が決定しました。町としましても、対象世帯の皆様が速やかに支給ができるよう、必要な予算について今議会にて提案させていただいております。国や県の動向も注視しつつ、引き続き物価高騰の影響を受けている皆様に対する支援に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、報告案件1件、条例案件4件、予算案件5件の計10案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（桜井真茂君） 本会議の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号1番 井戸三兼君及び2番 平岡正男君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る

11月28日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から15日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間に決定しました。

それでは、議案等の審査については、第4回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくをお願いします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配付のとおり、「令和5年9月21日川監第17号」、「令和5年10月23日川監第19号」、「令和5年11月21日川監第22号」の例月出納検査の結果報告と、「令和5年11月22日川監第24号」の定期監査の結果報告と、令和5年11月22日川監第25号」の財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長(鈴木秀樹君) 報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」について説明

◎議長(桜井真茂君) これから質疑を行います。質疑はございませんか。

議席番号5番 佐伯雄幸君。

◎5番(佐伯雄幸君) 佐伯です。この件につきまして、スクールガードの方も暖かいさなか、本当に大変だと思いますが、飛び石でリアガラスが割れたということなんですが、草は刈って刈っても生えてきます。けども、今後の草刈の改善、いわゆる、「何時から何時まで、今回はここを刈りますよ」、「防護防御ネット貼ってありますよ」、というような改善方法を、学校側との連絡、これ、取られておられるんですか。

◎教育支援課長(鈴木秀樹君) お答えします。学校とのですね、打ち合わせをしながらそういったことは実施しておるところでございます。

また議員がおっしゃるようなですね、例示といいますかそういったものも含めまして、このような事案が発生しないように今後も安全対策を実施して参りたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎5番(佐伯雄幸君) 了解しました。

◎議長(桜井真茂君) 他、質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第5号の案件は終了しました。

日程第5 議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、日程第6 議案第49号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第7 議案第50号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第8 議案第51号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の4件を一括議題といたします。

本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第48号から第51号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、町長の附属機関の一つとして、当条例で定めている川辺町空き家等対策協議会の所掌事務について、引用する空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条項の番号ずれが生じたため、これを改めるものでございます。

次に議案第49号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本庁の職員の給与制度は、国家公務員に準じており、令和5年度人事院の給与勧告に従い、関係する条例等の一部改正を行うものでございます。勧告内容としましては、民間給与との格差、0.96%を埋めるため、初任給及び、給料月額を引き上げと期末勤勉手当を0.1月分引き上げ、年間4.5月分とするものでございます。

また、議会議員の皆様と町長及び教育長の期末手当につきましても、一般職員と同様に0.1月分の引き上げを行い、年間4.5月分とするものでございます。

次に議案第50号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、職員の給与に準拠している会計年度任用職員の給与及び期末手当について、職員の給与改定に合わせて改定を行うため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第51号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

以上4議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

議席番号5番 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） 川辺町会計年度職員のことなんですけども、これの5ページに、給食配膳補助員ってあるんです。この方の給料、時間給が上がるってことなんですけど、配膳係って、普通、何をされる方ですかね。学校側として。普通、配膳って言ったら子供たちが配ると僕は思ってたんですけど。そこに配膳係、配膳補助員ってあるんですけども。わかりますかね。

◎議長（桜井真茂君） 教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育新課長（鈴木秀樹君） はい、お答えします。給食の方はですね、今給食センターの方から学校の方には各自届くと思うんですけども、そちらの方をですね、各教室であるとかそういったところに配膳するところの業務でございます。あと後片付けも含めてです。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長 再質問を。

◎議長（桜井真茂君） はい、再質問を認めます、5番 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） この方って、用務員の方とか、そういう関係の方ではないんやね、学校としての用務員っちゅうか。何なんですかね。ただ配膳だけに尽くす人なんですかね。

◎議長（桜井真茂君） 教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） 用務員の方もですね、そこに携わる場合もあるとは思いますが、そこは別の業務でございます。

◎5番（佐伯雄幸君） わかりました。

◎議長（桜井真茂君） 他、質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号から議案第51号までの4件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第51号までの4件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第52号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、日程第10 議案第53号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第11 議案第54号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第12 議案第55号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第13 議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」の5件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第52号から議案第56号まで、各会計の補正予算案件につきまして、一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第52号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、既定の予算額に1億2566万円を追加し、予算総額を56億6608万円とするものでございます。

あわせて、繰越明許費補正では、小学校統廃合基本計画策定業務、債務負担行為補正では、圏域公共交通網整備基礎調査及び基本構想策定支援業務負担金をそれぞれ追加し、地方債補正では、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものでございます。

主な補正の内容は、歳入では普通交付税の確定による当初予算との差額2120万8千円、住民税非課税世帯への支援給付金の財源として国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、5437万5千円をそれぞれ増額させていただいております。

また、令和4年度のふるさと川辺応援寄付金2億5263万1千円を寄付者の意向に沿う各事業へ財源充当しております。

歳出では、国による物価高騰対策として、今年度すでに実施されております住民税が非課税となっておられる世帯へ、1世帯当たり3万円を給付する給付金事業において、さらに7万円を追加給付するための事業費5437万5千円を増額させていただいております。

その他、令和6年度から使用される小学校の教科書改訂に伴う新指導書等の購入費、同じく令和6年度に川辺漕艇場で開催する全日本中学選手権競走大会の準備費用や、県道富

加七宗線改良事業への負担金、障害者総合支援事業費、給与改定等に伴う人件費等について増額させていただいております。

なお、歳入歳出における財源の不足分につきましては、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に議案第53号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予（第3号）」につきましては、既定の予算額に4095万円を追加し、予算総額を10億2001万8千円とするものでございます。

補正内容につきましては、産前産後被保険者の保険税軽減措置開始に伴う保険税賦課システムの改修費、並びに、決算見込みにより不足が見込まれる保険給付費等を増額するものでございます。

なお、財源につきましては、県からの保険給付費等交付金、国民健康保険基金繰入金の増額で対応させていただいております。

次に議案第54号「令5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に887万3千円を追加し、予算総額を9億7067万5千円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出では、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費、介護サービス給付費等の決算見込みにより不足が見込まれる事業費をそれぞれ増額するものでございます。

あわせて、給与改定等に伴う人件費の補正も計上させていただいております。

なお歳入につきましては、歳出における介護サービス給付費等の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を政令で定める負担割合に応じて、それぞれ増額の計上をさせていただいております。

なお、財源の不足分につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増額で対応させていただいております。

次に議案第55号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)」につきましては、収益的収入及び支出で28万3千円、資本的収入で2億5912万3千円、資本的支出で2億5914万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費のほか、国及び県の補正に伴う重要給水施設配水管耐震化事業費について補正するものでございます。

最後に、議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入及び支出で26万8千円、資本的収入及び支出で38万7千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

「質疑なし」の声あり

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号から議案第56号の5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第56号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 発議第4号「川辺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号9番 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 議長より許可をいただきましたので、発議第4号について御説明いたします。

発議第4号「川辺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則13条第1項の規定により提出いたします。

令和5年12月5日 提出者 川辺町議会議員櫻井芳男、賛成者 川辺町議会議員石原利春様。

それでは、議案の趣旨について説明をいたします。

地方自治法の一部改正等に伴い、川辺町議会議員の川辺町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正、及び事務執行の適正を図るため、条例を制定するものです。

それでは、条例の概要を御説明いたしますので、発議第4号の条例本文を御覧ください。

第1条は条例の目的を規定しています。改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し、請負をするもの、及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と町との請負を請負いが認められていませんでしたが、今回の法改正により、「各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が、普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額を超えないものを除く」が加えられ、政令で定める一定金額（300万円）までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることになりました。

改正法の国会における審議過程でつけられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」に当たり、「議員の職務執行の公正、適正」を損なうことのないよう、改正趣旨の周知徹底とあわせて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付総行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し、請負をするものである議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取り組みをあわせて行うことが、適当であること。」との助言がなされております。

これらを踏まえ、本条例は、町議会議員と町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営を公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

第2条は、前会計年度中に町と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と町に対する請負の状況を報告しなければならないとしております。

報告すべき議員は、前会計年度中に町と請負をしたもの、またはその支配人である議員であって、すべての議員ではありません。

また、前会計年度において、議員でないものや、報告の時点で議員でないものは、報告の必要はありません。

第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対して前会計年度において支払いを受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。

括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となった場合の報告期間であります。

第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があったかの報告を求めるものとなります。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために、締結日の報告を求めるものであります。なお、変更契約があった場合や、複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も、当初の契約締結日を報告することになります。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めます。なお、単価契約の場合にはその旨を報告することになります。

エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払いであることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払いを受けた総額を報告することになります。

第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。

第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときには、訂正内容の特異届け出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については定めていません。したがって、訂正が必要であるときには、前会計年度以前のものであっても、訂正内容を届け出る必要があります。

第3条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものであります。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に一覧の作成及び公表をする必要があります。

第4条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものであります。

第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までと規定するものであります。

第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付を請求できることを規定するものであります。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものであります。

最後に、附則の1として、施行日は公布の日からとするものとし、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしています。

以上、提案説明といたします。

◎議長（桜井真茂君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議員はですね、一般の町民の方々から、地域によって有利であるとか、得をするとかそういう疑念を持たれないようですね、これは十分な検討が必要ではないかというふうに考えます。よって、総務委員会に付託していただいて、十分な審議をしていただけたらと考えますが。お願いいたします。

◎議長（桜井真茂君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時と定め、暫時休憩といたします。

（休憩 午前 9時45分）

（再開 午前10時00分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 先ほど、休憩前にですね、本件について総務委員会付託をということで御提案申し上げました。その件については、取り消しをいたします。

しかし、この案件につきましては、やはり町民の方々に疑念を抱かれないというのが大前提ですので、やっぱりそういう意味でこれから行われる実施される施行規程ですね、それに基づいて、細部にわたってできるだけ町民が御理解いただけるような方向で御検討いただくようお願いいたします、要望いたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 議長についても、これを了解いたしました。他、質疑はございませんか。

議席番号1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 今の件ですが、金額なんかはきちっと入れたほうがいいと思いますので。意見として言っておきます。

◎議長（桜井真茂君） 意見ですね。

◎1番（井戸三兼君） はい。

◎議長（桜井真茂君） それも議長として了解をいたしました。他、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号の採決をいたします。お諮りします。本案については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号「川辺町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案精読議案審査のため、12月6日から12月14日までの9日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、12月6日から12月14日までの9日間を議案精読議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回は12月15日金曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦労様でございました。

(閉会 午前10時03分)

令和5年川辺町議会第4回定例会

令和5年12月15日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 (議案第48号) 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 (議案第49号) 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 (議案第50号) 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 (議案第51号) 川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 (議案第52号) 令和5年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 (議案第53号) 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 (議案第54号) 令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 (議案第55号) 令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 (議案第56号) 令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(9名)

議長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	5 番 佐伯 雄幸
6 番 佐伯 瞬	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	林 正和
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会議務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(桜井真茂君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。

ここで町長、佐藤光宏君より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 発言の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

すでに報道等でご存知の向きもあろうかと思えますけれども、私先週、コロナウイルスに感染をいたしまして、そして先週の木曜日から一昨日まで、隔離休養ということで、自分の書斎に籠っておりました。

その間、町民の皆様方には、大変御心配やら、御迷惑をお掛けいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

ちょうどこのときに、今日の一般質問の、答弁を書く時間でもございましたけれども、そういった隔離休養しておったということもございまして、私が答えるべき答弁につきましては、参事の井上君の方で代わりに答えてくれるという段取りになっておりました。二次質問でもし何かございましたら、私の方から答えさせていただきます。

議員の皆様には誠に御迷惑をおかけしますけれども、よろしく願いいたします。

それから私個人のことですけれども、療養中は、本当に比較的軽い症状で済みまして、熱も出なかったということもでございます。これもワクチンを7回接種したおかげかなというように自分では考えておりますけれども、いずれにしてもコロナ感染がまだ完全に終息に至っていないということ、身をもって体験をいたしました。

どうか議員の皆様、そして町民の皆様には、今後とも注意をして生活をいただきますようお願いを申し上げます。

会議の始まる前に、発言の機会をいただきましたことを御礼を申し上げまして、私の発言といたします。ありがとうございました。

◎議長(桜井真茂君) 本日の議事日程は、一般質問議案に対する討論採決となっております。

初めに、注意事項を申し上げます。空気が乾燥する季節となりインフルエンザの感染者数が増えている状況であります。マスク着用については個々の判断といたしますが、感染防止対策としてパーテーションを設置し、自席で発言される場合は飛沫を防止するために、着座にて行ってください。また、議場内換気のため必要に応じ、適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。

また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 議長より発言の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは学校給食費の無償化についての質問でございます。

最近の物価高騰で家計が大きな影響を受ける中、子育て世帯の負担軽減を図るため、給食費を無償にする自治体が増えていきます。

2022年度に、全国の自治体の1割ぐらいが、小中学校の給食を無償化しています。

岐阜県では、岐南町、揖斐川町、垂井町、池田町、山形市で完全無償化、神戸町は中学校のみ無償化しています。近隣では、美濃加茂市、坂祝町議会に請願が出されており、検討の俎上に上がっております。

岐阜県下1位の『住み続けたい街』川辺町でも、『子育て支援』を標榜するならば、学校給食費の無償化を進めるべきと考えますが、如何お考えかお尋ねいたします。

◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） それでは、井戸議員から御質問のありました「学校給食費の無償化について」お答えいたしたいと思えます。

学校給食費の無償化につきましては、井戸議員仰せのとおり、県内で無償化している自治体があること、また最近では、近隣自治体の議会に対して、学校給食費無償化の請願が提出されたことは承知しております。

まず、学校給食費の経費負担につきましては、学校給食法等の法令に基づき、調理や運搬にかかる人件費等の費用、給食センターの設備や修繕にかかる費用、その他の運営等に必要な費用を除き保護者の負担となっております。この規定によりまして、実質的には給食材料費相当額が保護者の負担となります。川辺町においても、この給食材料費の相当額を保護者の負担、小学生は1食当たり250円、中学生は1食当たり280円としているところでございます。ただし、多くの自治体が実施していることではありますが、川辺町では給食費の一部、1食当たり20円を保護者全員に助成してありまして、加えまして、今般の物価高騰による影響分も助成させていただけるよう、今回の議会において、補正予算措置をお願いしているところでございます。また、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒に対しましては、要保護・準用保護児童生徒就学援助制度によりましてですね、給食費全額を助成しております。

さて、議員の御提案のとおり、賃貸住宅建設大手企業のアンケートにおいて「住み続けたい街」ランキングで川辺町が岐阜県内の市町村で1位になったことは大変喜ばしいことでございます。これを継続していくためにも、給食費無償化は大変有効な施策であり、子育て支援策として大きな効果が期待できるものと思えます。しかしながら、実施する場合の財政的な負担が大きく、他の行政サービスとの調整や財源の確保を含め検討を重ねていく必要があり、現在のところを実施することは難しいと考えております。

ただし、国では「異次元の少子化対策」を受けた「こども未来戦略方針」が示され、学校給食の無償化の実現に向けて全国的な調査がなされております。近い将来、学校給食費無償化に対する国の財政支援も期待できるものと考えております。今後は、国の動向を注視しつつ、国の施策と歩調を合わせ取り組んで参りたいと考えておりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

- ◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君の再質問を許可します。
- ◎1番（井戸三兼君） 保護者が負担する小学生250円、中学生280円1食当たりですね、この金額を合計すると年額でどのくらいになるのでしょうか。
- ◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。
- ◎教育長（白村茂君） 保護者負担の小学生250円と中学生の280円、今年の予算ベースで申し上げますと、ほぼ4千万円ほどになります。
- ◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。
- ◎議長（桜井真茂君） 再々質問ですね。これを許可します。
- ◎1番（井戸三兼君） 4千万円ということですが、これを予算化することができないかと考えておりますけども。町長はどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。
- ◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。
- ◎町長（佐藤光宏君） 教育長が答弁したとおりでございます。
- ◎1番（井戸三兼君） 議長、次の質問に移りたいと思います。
- ◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君の、それを許可します。
- ◎1番（井戸三兼君） なんとか、この給食費の無償化ということを国も進めていると思いますので、できるだけ早急にこういうことをやっていくことが、やっぱり住み続けたい街になることだと思いますので、ぜひ進めてまいりたいと思います。

では、次の質問に移ります。小学校の統廃合についてでございます。

川辺町は、小中一貫教育を一つの校舎で一体的に進める『義務教育学校』の建設に向けて、検討が進められています。議員による先進地行政視察をしたのは、平成29年、2018年のことで、訪問した長野県信濃町では、平成16年に統合問題が取り上げられて、平成24年に5つの小学校と、1つの中学校統合して小中一貫校が開校しています。実に8年間でやり遂げており、その後、義務教育学校に移行しています。一方、川辺町は統廃合に着手してからすでに7年が経過しています。

そこで提案ですが、まず3小学校を西小学校に統一して、『1小学校・1中学校』とし、中学校の建て替え時期に義務教育学校とする案です。廃校となった2学校の売却等を検討しながら、基金を積み立てていけばいいのかなと思います。如何お考えかをお尋ねいたします。

- ◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。
- ◎教育長（白村茂君） それでは、井戸議員から御質問ありました、小学校の統廃合についてお答えいたします。

小学校の再編・統合につきましては、平成29年度末に、川辺町小学校将来構想策定委員会からの提言を受け、教育委員会や川辺町小学校再編計画、再編計画策定委員会等で検討を重ね、3つの小学校を統合し、現在の中学校敷地内に建設することとする再編計画の策定、概算事業費の算出等を行いました。そして令和3年度から令和4年度にわたり、これまでの経緯と建物の配置等について、各地区での説明会や、議員の皆様への説明をして参りました。

令和5年度に入りまして説明会においていただいた様々な御意見・御要望を現在の計画に関する課題として、その解消に取り組んでおります。中には、物理的に困難な課題もご

ございますが、工夫をすることでできる限り解消し、改めて議会の皆様を含め、町民の皆様にお示しできるよう進めております。

そして、令和5年10月27日に開催された、川辺町総合教育会議、これは町長部局と教育委員会部局が協議調整する会議でございますけれども、そこにおきまして、改めて現状について共通理解をいたしまして、現在の計画にこれまで説明会等で出された意見や要望にできる限り対応した変更を加えつつ、義務教育学校を目指して進めていくことで合意に至りました。

今後は、総合教育会議での協議結果を踏まえた具体的なプランを作成し、パブリックコメントをはじめとした様々な媒体、方法によって広報をしていく予定でございます。

そのような中で今般、井戸議員からは、3つの小学校を西小に統一、統合して、中学校の建て替え時期に、義務教育学校としてはどうかという御提案をいただきました。最終的には現在の中学校の場所で義務教育学校を開校するという事は同じになりますが、開校までのプロセスや時期に違いがございます。

議員の御提案につきましても、統合までのプロセスとしては非常に有効なものではございますが、現在の西小学校の校舎の教室数が3小学校統合後のクラス数、学級数に対して、配置できるかどうかなどの検証が必要となります。まずは、総合教育会議での協議結果を尊重していただき、今後策定する新たなプランを検証した上で判断していきたいと思っております。

また、議員御指摘の小学校の再編統合につきましても、着手してから相当な年月が経過していることは重々承知しております。しかしながら、川辺町のこれからの教育を左右する重要な事業であり、将来にわたって非常に大きな財政負担を伴うものでございます。加えまして、少子化の進行、子供の数の見直しなどにも留意しつつ、慎重かつ丁寧に進めていかなくてはなりません。

井戸議員におかれましては、何卒ご理解賜るようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします、

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君の再質問を許可します。

◎1番（井戸三兼君） 現在の中学校ではですね、運動場がこれ、小学校3つと中学校が使う運動場がですね、狭いんじゃないかという意見をよく聞かれます。そういうことを考えるとですね、他の場所に設置するという事を将来的に踏まえながら検討もされていくべきではないかと私考えておりますが、その点については如何お考えでしょうか。

◎議長（桜井真茂君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） 井戸議員が言われるように、これまでの説明会の中で課題として出していただいた部分の中に運動場が狭いのではないかということがございます。こちらにつきましてもですね、他町村で先進的に取り組んでおられるところで、中学校に小学校を増設した義務教育学校開設されているところの施設も行って参りましてですね、今ある空間、敷地、中学校の敷地ですね、を最大限有効に活用しつつ、まだ中学校の校舎も有効に活用しつつということで、用地の幅も含めてですね、何とか中学校の敷地を有効活用することで成立しないかというのがこれから進めていこうとしているところでございますので、結果的に皆さんが思われるような広さは確保できないかなってところもなきに

しもあらずではございますけれども、まずは空間を最大限有効に活用したらどういふふうになるのかってところを、これから検討させていただきたいなということでお願いしております。

◎1番(井戸三兼君) 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長(桜井真茂君) 井戸三兼君の、それを許可します。

◎1番(井戸三兼君) 小学校統廃合については、大変いろんな意見が寄せられておましてなかなか難しいところではありますけれども、私の考えるところでは、できればですね、広いところで伸び伸びと子供たちを学ばせてあげたいなという感じがしておりますので、ぜひ検討をされる場合、そういうことも含めて検討をしていただきたいなということも申し上げて質問を終わります。

◎議長(桜井真茂君) ありがとうございます。以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番(市原敬夫君) 議長より許可をいただきましたので、大切なそして大好きなふるさと「川辺の将来の姿」、明日の街づくりについて町長に質問をいたします。

ちょっと風邪気味でございますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

川辺町は山紫水明自然に恵まれ、ある調査では、岐阜県で一番住み続けたいまちとのことです。実態は少子高齢化が進み、人口約1万人のうち、約3分の1が65歳以上となっております、その比率は年々高くなっております。

町内には鹿塩地区神坂地区のように、さらなる高齢化が進み、このままでは近い将来、地域としての維持が難しくなる地域もございます。

また、面積の7割を占める山林、高齢化により増えてきた遊休農地、衰退が激しい商店街、点在する工場など、街づくりが非常に難しい状況にあります。

こうした現状の中で、直面する事業としては、小・中一貫校を目指す学校の統合計画、中川辺駅西の開発、ライフラインの老朽化による改善対策、高齢化に伴う福祉政策など、お金は要してもすぐ収益に繋がる事業ではありません。

限られた財源の中で、町長は何を起爆剤にして、川辺町の活性化を図り、5年後、10年後の町の姿をどう描いておられるのか、お伺いをいたします。

そこで、次の事項について質問をいたします。

はじめに、町長はその街づくりとしてどのような施策、例えば学校統廃合を基に、教育環境を充実強化し、「教育のまち川辺」を作るとか、福祉施設や福祉施策を充実し、安心して出産や子育て、老後を過ごせる「福祉のまちにする」など定住人口を増やす、具体的な将来の川辺町の姿をどのように描いてみえるか伺います。

2つ目、そのために、財源確保が必要であり、今後どの産業を重点指向されるおつもりですか。

私は遊休農地や小学校統合後の跡地を活用し、積極的に工場誘致を行い、雇用の拡大と、関係人口、定住人口の増加、税収の増加に資することも一策と考えますが、町長のお考えを伺います。

3番目に鹿塩神坂地区のように、過疎化が進む地域の活用について、鳥獣被害の少ない

耕作地の作物転換の推奨や他地域からも人を呼べる自然公園、スポーツ施設、キャンプ場など将来の姿について何かお考えがあれば伺います。

最後に、里山整備が愛好家の愛好会の方々のお骨折りで進み、町外からもたくさんの方が里山に来ていただいております。

例えば、海洋センターを起点に、里山とつなぐルートを作り、ミニイベントの開催や親子で楽しめるボート遊び、安全な釣り場の設置など、飛騨川の活用、地元製品の販売など、せっかく里山という点ができましたので、それを線でつなぎ、川辺町全体にその果実が繋がるような計画があればお聞かせください。

◎議長（桜井真茂君） 参事、井上健君。

◎参事（井上健君） それでは、町長に代わりましてお答えをさせていただきます。

前段の課題等につきましては、議員仰せのとおりでございます、それらの課題解決に向け各種事業を実施しているところでございます。

さて議員からは4つの質問をいただいておりますので、順にお答えをさせていただきます。

1つ目の明日のまちづくりとしてどのような施策をとということでございます。一番危惧をすることといたしまして、人口減少に伴う民間事業者による医療・福祉・商業など、生活サービスの縮小が考えられることから、できる限り人口1万人を維持したいというふうに考えております。そのためには、転入者を増やすための施策が重要となりますので、現在進めております中川辺駅西地区整備事業を施策の要として取り組んで参ります。特に、子育て世代の方に本町を選んでいただきたく、教育施設や生活サービス施設に加え、JRを含む交通利便性という点で、駅西地区は最適な場所であるため、これを最大限に活用して参ります。

2つ目は財源確保等の重点産業振興についてでございますが、財源確保といたしまして、一番即効性のある施策は企業誘致でございますが、近隣市町のような工業団地の造成は現在検討をしておりません。ただし、地域未来投資促進法による企業進出につきましては、進出を検討している事業者に対しまして、県と連携しながら対応して参ります。したがって、現時点では、既存の税収や国からの地方交付税をメインに、国・県補助金、ふるさと納税などを活用し、選択と集中による事業展開をするほかございません。議員御提案の事業の中で、小学校跡地利用につきましては、これから検討が必要になりますが、先進事例も参考にしながら、「地域資源を活用し地域課題が解決される小規模創業」により、経済の好循環を作り出すための施設活用を探って参りたいというふうに考えております。産業分野につきましては問わずですね、農林商工業すべてを対象とすることにより、創業機会の窓口を広げるとともに各分野で連携し、好循環を生み出す環境づくりに努めます。

3つ目の過疎化が進む地域の活用として自然公園、キャンプ場等の御提案をいただいておりますが、2つ目でお答えさせていただきましたように、限られた財源の中で、町が主体、事業主体となって実施するという考えはございません。民間事業者が本町に興味を持っていただけるよう、まずは街の価値を上げることが重要であるため、「学校統廃合」、「駅西整備」のプロジェクトを推進して参ります。

4つ目の御提案につきましては、県森林活用推進課におきまして、「森林空間等を活用した新たな森林サービス産業の育成による参考振興」を進めるとしてございまして、町がこれ

まで実施して参りました、民間事業者との連携事業や住民団体による登山道整備と維持管理がですね、県においても先進事例として取り上げられています。まさに議員御提案の事業を県の補助金等を活用しながら、住民団体等を主体としまして取り組めるよう検討を進めて参りますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫君の再質問を許可します。

◎7番（市原敬夫君） 今、参事から答弁をいただきました。

事前に町長と調整確認のうえの御回答と理解をいたしまして、町長に再質問をいたします。

答弁の中で、川辺を将来こういう街にしていきたいというのが見えません。その街づくりのために5年間でこの事業を進める、10年後にはこういう街を作っていきたいという具体的なものがあれば伺いたいと思います。

2つ目に、人口減少対策として、駅西開発が必要との回答でしたが、私は美濃太田駅の西とは立地環境が違い、川辺の駅西を開発整備しても、大きく人口が増えるとは考えられません。また、駅の乗降客が大きく増えるとも思いません。町長は開発によって、どれくらいの人口増加を期待しておられるのか伺います。

3つ目に、2つ目の質問で工場誘致について伺いましたが、一番即効性があると認めながらも工業団地については考えていないとの回答でした。そのやらない理由は何でしょうか。福島地区の地域未来投資促進法の計画では、地権者の9割以上の方が町に協力をし、売却する方向で決断されたのが、いつしか最初の話が消え今はある企業の動きを見ている状況にあります。この件についても、企業進出を待つのではなく、町が積極的に未来投資促進法にあった企業の誘致を働きかける考えはありませんか。町長の考えを伺います。

◎議長（桜井真茂君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 一次答弁で、井上健参事が私の考えの骨格を話してくれましたけれども、私からももう少し詳しくお話をさせていただきたいなと思います。

まずここに持ってきましたのは、3年前の町長選挙の時に皆様にお配りしたチラシでございます。ここに5つの政策課題が書いてございまして、一つはコロナ撲滅大作戦、当の本人が罹患しましたので、ちょっと恥ずかしい限りでございますけれども、コロナ撲滅大作戦、2つ目が3小学校統合大作戦、3つ目が川辺防災減災大作戦、4つ目がストップ人口減少大作戦、5つ目がカモン川辺大作戦と、この5つの大作戦を皆様にお訴えをしてきたわけでございます。

1つ目のコロナ撲滅大作戦につきましては、臨時創生臨時交付金、国からかなり潤沢に、地方に下りて参りましたけれども、その潤沢な予算を使って3回のお食事券だとか、商品券、或いは給食費の無料化水道、上水道の無料化等々、様々な便宜を住民の皆様のために図ってきたところでございます。コロナも今年の5月に感染症の第5類に移行いたしまして、ある程度治まってきたかなということで多少安堵はしておりますけれども、まだ自らの実例もございましてわからないところでございます。

2番目の3小学校統合大作戦。これは先ほどから教育長の方でも詳しく説明をしてくださいましたけれども、これが川辺町小学校再編計画策定業務、令和2年3月にまとめた業務でございます。この前には11名の方の審議員で、今後小学校どうやっていくのかということで様々な御意見を頂戴いたしてございまして、例えば大谷の下の農地を大量に買い上げて、

そこに一貫教育或いは義務教育学校としての小学校中学校を同時に作るというような大変夢に溢れた計画も入っております。しかしながら、町の財政的な規模等々を考えると、この中から、今現在進めております川辺中学校の敷地内に、統合小学校を作るというような計画で、今、細部を練っておるところでございます。

それから3つ目の川辺防災減災大作戦につきましては、これは川辺町、比較的災害が少ないというように言われておりますけれども、今後もそういった例えば火災ですね。火災のための消防車をもう今年2台新調いたしましたし、それからドローンの免許を消防団の皆さんとか一部の方にとりまして、火災現場でドローンを飛ばして状況をよく確認するとか。それから資機材倉庫を新しく入れ替えて、町の役場のところも物も入れ替える予定ですし、北小学校の資機材倉庫の部分も入れ替えるというようなこと。それから気象台長と今度私お話をする機会があるんですけども、岐阜地方気象台との連携を密にいたしまして、例えば地震だとか、或いは洪水、台風、その他の気象情報についても、細かな情報がいただけるように図って参ります。

それから4つ目、これが結構きついですけれども、ストップ人口減少大作戦。私、この仕事を引き継いだ時に、1万1千人の人口がございました。そして今や人口は1万人をちょっと切りまして、9,860人。ということは、2,000人ぐらい、私が1万1千人でしたから、あ、1万1千から9,860人引くから1,200人ぐらいですね、人口が減ったということになります。私は、川辺町は加茂郡の中では人口減少率が一番低い、富加町は、やや増えとるんで、ここは目標にしたいんですけども。

私としては、参事の答えでは人口を維持していきたいということなんですけれども、できれば1万2千人まで持っていきたくて、2割増を目指したいというふうには頭の中では考えております。その施策について、また後程詳しくお話をしたいと思っております。

空き家バンクが36件登録されまして、そのうちの27件が成約となりました。36分の27という成約率で提携されたこと。それから、空き家改修補助金ですね、これは最大100万円まで出ますので、空き家を買ってその中を整備し、そして回収する。その時の補助金が100万円出ますと最大ですね。そういったものも大きく寄与するのではないかなというふうに思っておりますし。それから子供さんお1人ですね、移住者ですね、10万円出すというような手厚い金銭的な補助もやっております。

そういったことで、人口減少を食い止めたいたいというのが4つ目の作戦でございます。それから先ほども出て参りましたが、中川辺西地区の開発。これはもともとは加治田踏切ですね、三和川辺線の加治田踏切がいかにも狭い。しかもあれ、アップダウンが結構ございまして。高低差考えると1m50ぐらいあるんですけども、あそこ昔関街道踏切、もう少し下の踏切ですけども、ここ80センチの段差があったんですけども、それを国交省で当時国道41号線をかさ上げをしていただいて、県の方で踏切を広げたというケースがございます。

しかしながらこの加治田街道踏切は、周囲の家の状況やら、それから旧国道41号ですね、今、美濃加茂川辺線、今、県道になっておりますけれども、その県道とそれからさらに美濃川辺線県道、こちらも県道なんですけれども、その差が激し過ぎて、ちょっとどうしようもない。通行者ですね、特に今、鹿塩だ、大北だっていうその地区の児童が学校に登校するときどうしてもその踏切を通ってくんですね、そうすると朝のラッシュ時間

体に自動車とその児童が、どうしても交差するような場面が多々見られまして、見守り隊の方々も本当に注意をして見守っていただいております。で、その通路の踏切の代わりに、今の中川辺駅に跨線橋をかけよう、これは一般の方々も利用できるし、それから駅を利用される方も利用できる。この駅西開発は、お認めをいただきまして今年で3年目になりますけれども、ようやく跨線橋の目途がついて参りました。と同時に、それはただ単に通行だけに使うのではなくて、東側だと東側の駅舎から利用できる。それから、跨線橋通じて西側行っただ方はまた西側で、その高山線が利用できないと意味がございませんので、そこに駅舎やら、或いはロータリーやら広場やら作っていきたくと。で、その作戦は実は、大北、能田、下石神、ここらの再開発を意味しておるところでございます。

先ほど1万2千人って何を言ってるのかっていうような感じもでございますけれども、川辺町は人口の増える要素はいっぱいあります。まず例えば、左岸側ですね、福島、比久見、下吉田。あちら側は三つの路線がもうパチッと、可児金山線の比久見バイパスはもう間もなくできるということでこれもできたとして、三つの南北の路線軸がしっかりしております。そういったものを利用して、新築の住宅も大変増えております。

一方、駅西地区につきましても、ここ何十年かで随分新築の家が増えております。これはもう間違いございません。今、手持ちに数字は持ち合わせておりませんが、駅西地区ですから、川辺町が人口増やすのにこういった新規の転入者をですね、バカッと受けとめるだけの基礎的なインフラができておることが、私は最重要かなというふうに思っております。

何年前でしたでしょうか、10年ぐらい前ですけども、やはり同じ質問が生まれて、町長はどんな町を目指しておるんだ、という質問がございました。私は即座にベッドタウンって言いました。ベッドタウンっていうのは、新規のおうちをガバッとこう受け入れてですね、人口を増やしていこう、先ほど市原議員からおっしゃいました、工場誘致だとか、どう思ってるんだと。実はですね、これ平成20年に私どもでまとめました川辺町産業立地基本構想というのがございます。これは川辺町の中で企業立地ができそうなところを8ヶ所選びまして、それぞれ細かく検討していったものでございます。

その中であれば上川辺地区ですか、上細田っていうところがあるんですけども、そこに工業団地を作ってはどうかという案が有力になりましてですね、いろんな問題点がございました。地権者が非常に多かったもんですから、その地権者の方々に同意がいただけるかどうか、それから基礎的インフラが何もなかった。上水道も下水道も工業水道もなかった。道もなかった。だから、畑はありましたけれども、それを工業団地に作り直すだけの設計図もなければ何もなかった状態で、ただ、上細田に作りましょうという計画を作りました。それから、これは懐かしい計画で町長室に1冊だけ残っておったんですけども、鹿塩工業団地計画に関するつづりと。これは私の先代町の町長がまとめられた案でございまして、平成9年の最後は会議がこのファイルの最後に綴じてありますけれども、鹿塩地区、先ほどおっしゃいましたように休耕地が多いと。そして衰退が激しいというような御指摘もございましたけれども、あそこに工業団地を作ったらどうだ、という計画がございまして、縷々検討されまして、かなりかなり進展はしたんですけども結局のところ断念したという事実がございまして。上細田はどうなったんだということで、やっぱり基礎的インフラの整備がもう徹底的に遅れてるんだと。そのほかに8ヶ所どこを挙げたかといいますと、比

久見地区、比久見住宅南側の国道418号沿い、それから福島地区、米田富士東側、愛宕山東側、それから上川辺地区、川辺大橋北側の国道41号沿い。下吉田地区、尾賀野川北部、それからこれは8ヶ所ではなくて、4ヶ所ですね、細かい計画を作ったということですかね。

それから、下川辺地区や山楠公園前の国道418号線沿い、中川辺地区雇用促進住宅の国道41号沿い。それから同じく比久見地区、川辺町B&G海洋センターの国道418号沿い、それから中野地区、比久見住宅西側の国道418号沿いと。

こういった8ヶ所の工業団地について、これは私も入りまして検討を重ねた結果でございます。結論としてはちょっと難しいだろうということで、財政的な規模やら、それから上水道、下水道、工業用水道、そういった問題もございまして断念をしたわけでございます。

そういった経緯を鹿塩とか、こういった8ヶ所の工業団地も含めて今どう考えておるかという、やっぱり10年ぐらい前に一般質問で聞かれましたベッドタウンというのは、変わっておりません。といいますのは、川辺町とそれから美濃加茂市、八百津町と美濃加茂市、七宗町と美濃加茂市、富加町、坂祝町、白川町、東白川村、それぞれ1対1で、今、美濃加茂定住自立圏という構想を作っております。

例えば美濃加茂市だとか可児市、ここはもうすでに工業団地が立派なのがございまして。それから、東海環状自動車道のインターがございまして、流通の方も立派に機能しておる、ということから考えますと、川辺町がこれから拡大する1番の近道は、私はベッドタウンにあるのではないかな。そのベッドタウンの大きな2つのところは、1つは左岸側、1つは駅西地区。ここをですね、駅西の方も美濃加茂バイパスが開通したことによって、川辺鹿塩インターで直に名古屋から降りることはできる。或いは、これは町道なんですけども、下川辺石神線も間もなく全線歩道が設置する予定なんですけども、あそこから先ほども言いました駅舎、西舎の方ですね、ズドンと道路を作る、まあそこまで今、計画しておるんですけども、そういったことで駅西地区の再開発をして人口増加を図ろう、新しい住宅を誘致しよう、そういったことで、川辺町としては今後、例えば兵庫県の芦屋市だとか、ああいったような住宅地、しかも、職場に近い美濃加茂市だ、可児市だ、それから、美濃加茂バイパスから41号通れば、名濃バイパスを通っていけば名古屋へも1時間ちょいで着くというような交通の便から考えますと、十分ベッドタウンとしての価値はあるんじゃないか。その証拠に、どんどん移住者来てますよ。ご存知かと思うんですけど、総体の人口は自然減なんです。お亡くなりになる高齢者の数と、生まれてくる子供の数がギャップがあるんですね。

例えば、去年、20歳を祝う会っていうのがございまして、そこは100人出ておりました。ところが去年生まれた子供は50人。ということは、生まれる出生数が半分だ。ところが死亡数は半分になるところか、どんどん増えてってる。そのギャップが自然減となって、川辺町人口が今9,800、残念ながら一応1万人を切ったわけでございますけれども、そういったことを、何としても食い止めていきたい。

その1つの方策が、例えば美濃加茂市と川辺町がタグを組んで、住むところは俺のところに任せとけと。はい、職場をそっちに任せるよとかですね、可児市もそうですね、それから岐阜市、名古屋市いろいろあると思うんですけども、そういった意味で、居住空間とし

での川辺町を私は考えておりますし、以前、10年ぐらい前でしょうか。一般質問でさようにお答えさせていただきました。

それから小学校の統合問題について、先ほどからいろいろお話が進んでおりますけれども、この問題の発端は西小学校が鉄筋コンクリートの建て直してから、今年で56年経つんです。で、いかに鉄筋コンクリートでも50年、56年は長すぎやしないかというようなこと。それから北小学校の生徒児童数が減ってきて、やばいこのまま行くと複式学級になるよと。ありがたいことに北小学校は地域教育会議が一生懸命やっておりますして、議員もひょっとしてメンバーでしょうかね。教育会議の方でいろんなアドバイスをして、地域の中で子供を育てるんだっていうムードは醸し出されている一番の学校なもんですから期待はしておるんですけど、ただ、複式学級になった時、1人の先生が前を向いて2年生を教える、後ろを向いて3年生を教える。そういったことは非常に川辺町で初めての経験なもんです。他の地域ではよくありますけれども、川辺町で初めての経験なので、西小学校との老朽化も合わせて3小学校統合したらどうだいう考えに思い立ったわけでございます。先ほどから教育長やら参事からが御説明申し上げましたとおり、そういった学校の統合問題についても川辺町が教育の町なんだ、教育こそ川辺町だ、と言われるような教育の町にしたいと思っております。我々地方自治体の主な責務は、教育と福祉とこの2つに絞られると思えます。教育ですばらしい教育を施し、子供たちを明日の川辺町の担い手にしていく。そして、この町をどんどん発展させていく、その機運を子供たちに伝えていく。子供たちも頑張る。そのための一番の基本は教育であろうと思っております。

もう1つの福祉は、やっぱり高齢化、少子化が進んでおりますので、高齢者の皆様に少しでも温かなサービスができる。そして、この町に住んでよかったなあと。住み続けたい街1番、岐阜県1番というのを、去年が2番だったんですね、今年が1番。それから愛三岐静岡東海4県で、去年は8番、今年が4番ということで、職員みんな喜んでおるんですけども、こういったのを一つの励みにしてですね、これが合ってるかどうか知りませんが励みにして、今後積極的な施策を展開して参りたいと思っております。

ちょっと長々とお話しましたがけれども、情熱は、どの皆さんにも負けないぐらい持っておりますのでどうか、いろんなアドバイスを今日みたいに頂戴しながら、皆さんとともに施策を進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 町長に申し上げますが、平成20年産業立地基本構想、かなり古い話でございますけど、これを話さなければ今がないということで、多分述べられたと思いますが、市原敬夫議員が質問してる内容とちょっとかけ離れておりますので、もうまるっきり自分の演説みたいになってしまっておりますので、もっと的を得た答弁をしてください。

それで市原敬夫議員の再質問の中にですね、福島の工業団地の件がありました。これについて答弁をなされておられませんので、どなたか。町長佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 1番詳しい井上参事から答えるのは本来かもしれませんが私の当番なんで、私から答えさせていただきますと、議員からも御指摘ありましたように、「地域未来投資促進法」という法律が新しくできました。

これによって、国、県、そして市町村、それらが基本計画を一体となって作って、そしてその事業を開始する際に、農地転用が許可される。今の福島の5万坪っていうのは、第1種農地でそのままにしておいても、土地は売れません。ですけれども、この地域未来投資促進法に則って農地転用がされれば、売買ができるという状況でございます。

で、この国、県、町、3つが関わる計画基本計画を、クリアできるだけの企業が来るか、或いは引っ張ってくれるか、ということなんですけれども、我々としてはそれを十分クリアできるだけの企業さんがプロポーズしてきましたんで。我々としては何もすることはできないんですね、できないというか、向こうが進出していきたいとおっしゃってたんで、どうぞどうぞと。実際に福島の地権者の皆さんに聞きますと、9割方が、土地を売ってもいいよという御回答いただいたもんですから何とかその企業さんに来て欲しいと。それに代わる企業を引っ張ってくりゃいいんじゃないかって、そんな簡単にはいかないんですね。

まず1番ネックになるのは、農地転用です。農地転用するためには地域未来投資促進法に則った基本計画。国県庁が1つになって作る基本計画に則って、農地転用をして、農地売買をして、それから企業が建設に着手するということなんで。あそこが駄目なら次どっか引っ張ってこいとか、そういうものでもないように思います。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 傍聴人は静粛にお願いいたします。

再質問ですか。

◎7番（市原敬夫君） 所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫くんの、それを許可します。

◎7番（市原敬夫君） 今、町長からお答えをいただきました。

1つ見えたのは、工業団地とかいうものじゃなしに、ベッドゾーンを作ってくんだと、それによって人口増を図っていくんだ、そういうふうに理解をいたしました。

私たち議員は4年に1回の選挙立候補する時に、あれやろう、町民のためにこういう働きをしようという思いの中で実行しております。しかし、実践するのは町長であり、行政マンであります。で、私が思うのはできない、やれない、という結論を出したら、そっから進まないと思います。できないじゃない、やる方法はないかという姿勢でぜひ、これからの仕事を作る取り組みをいただきたいと思います。夢ある川辺を作るために、目指すべき町の姿をきちっと定めて、町民の皆さんのお力をいただきながら、いつまでも住み続けたい川辺町を実現するように、町長のリーダーシップをお願いして質問を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

議場換気のため、10時15分まで休憩といたします。

（休憩 午前10：00）

（再開 午前10：15）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ一般質問を再開いたします。

議席番号6番 佐伯瞬君。

◎6番（佐伯瞬君） 議長に許可をいただきましたので質問させていただきます。

まず最初に公園等の火気の取り扱いについて質問いたします。

先日のフモトフェス、川辺おどり、登山観光の増加に伴い川辺町の観光需要が高まっている傾向があります。その中で世の中のトレンドであるアウトドアの需要は川辺町で大切な観光資源であると考えております。また、町民の方からも徐々にそういう場があれば、コミュニティの場に繋がると声を聞きます。

そこで質問ですが、公園施設のバーベキューやキャンプなど行えるような現状の公園の火気の取り扱いを緩和するお考えがあるかをお尋ねします。

また、火気の取り扱いですとかごみの問題、近隣住宅や火災などの問題もありますので、十分加味して頂き、行えるイベントや観光施策にも繋がるようなお考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

◎議長（桜井真茂君） 基盤整備課長 渡辺明弘君。

◎基盤整備課長（渡辺明弘君） それでは、お答えいたします。

本庁では、都市公園など町内の公園を、利用者のニーズに合った親しみがあり、安全に利用できるような公園の整備を推進しております。公園利用者の増加、並びに公園施設の利用促進のため、山楠公園におきましては、令和4年度にウッドデッキと通路として利用できるコースの家や健康器具の整備、駐車場の増設などを行いました。令和5年4月には、山楠公園のリニューアルイベントのほか、コースの家のウッドデッキを利用した複数の健康イベントが開催されております。山楠公園のリニューアル以降、利用者が増加していると実感しております。

また、公園の多種多様な施設整備の推進は、コミュニケーションを図る場の創出として、不可欠なものだと考えております。

議員ご質問の公園施設でのバーベキューや、キャンプを行えるよう火気の取り扱いを緩和することについてお答えいたします。

本町の公園では、都市公園法で定める「公園における行為の禁止」及び都市公園法施行令で定める「禁止される行為」を受け、川辺町都市公園条例及び川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の「行為の禁止」で規定する、公園施設の損傷または汚損及び危険を及ぼす恐れのある行為に当たるため、火気の使用を原則禁止しております。

公園内で、火気を使用する場合には、利用者の安全確保の観点から火気を使用する場所を指定することとなります。現在、公園内で公園利用者の安全を確保し、バーベキューなどを許可するエリアの指定は困難な状況であり、整備の予定はございませんので、その点につきまして、御理解賜りたいと存じます。

今後、公園利用者のニーズに合わせバーベキューなど火気の使用ができる場所を整備する場合には、施設整備に必要となるインシャルコストや、管理人常駐などのランニングコストの検討、並びに整備場所の選定も含めまして検討することとなりますので、その点につきましても御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎6番（佐伯瞬君） 所見を述べ、次の質問に移りたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯瞬君の、それを許可します。

◎6番（佐伯瞬君） 川辺町としましては、観光需要はかなり高まっておりますので、そういったところ諸問題あると思いますけども、今後、柔軟な対応を含めて検討していただけるとういかなと思います。

続きましてバスのインフラなどの整備について御質問いたします。

近年川辺町においては里山の整備等により、登山の方々の来庁が著しく、町内の観光需要が高まっております。

しかしながら、現在、他の里山への移動や別の観光スポットを結ぶ交通手段がなく、電車で来訪された方については、タクシーや徒歩による移動手段しかない現状があります。

今後においては、町の観光需要への対策と、福祉バスの運行見直し、小学校の統廃合計画で増員予定のスクールバスや、また高齢者の免許返納、事故防止対策など、様々な問題あると思いますが、代替となる移動手段を含めて、町による総合的かつ主体的な計画策定の時期に来ているものと思います。

また、現在国会でも議論されているように相乗りと呼ばれる「ライドシェア」の手法に関しても、川辺町も積極的に取り入れて検討していただけたらいいと思います。

これらを踏まえまして次の点について質問いたします。

1つ目、町内の観光スポットを結ぶ交通手段の整備検討はどのようになっていますか。

2つ目は、小学校の統廃合計画におけるスクールバスの調整は併せてどうです。

3つ目が、現在運行している社会福祉協議会の運営委託をしている福祉バス調整との調整以上3点につきまして今後どのように、お考えかをお尋ねいたします。

◎議長（桜井真茂君） 企画課長 平岡善伸君。

◎企画課長（平岡善伸君） それでは、佐伯瞬議員の2つ目の質問にお答えいたします。

現在、川辺町におきましては、テレビ放送やSNSなど各種メディアでも取り上げられている「岐阜のグランドキャニオン」と呼ばれる遠見山をはじめ、各整備団体の皆様により整備された里山は、町外からも登山に来られる方々で大変賑わっております。

その一方で、鉄道を利用して来庁された方におきましては、移動手段がタクシーもしくは徒歩のみであり、せっかく本町にお越しいただいても他の観光等を楽しむことが難しい状況にあるのは、御質問のとおりでございます。

また、町内を周回できる移動手段として、川辺町が社会福祉協議会に運営を委託している福祉バスがありますが、これにつきましては、バス停が設置され、既定のコースを運行しているため、「自由な移動ができない」、「移動に時間がかかる」など、課題があると認識しております。

これらの課題の解消や、観光、買い物などをされる方が気軽に利用できる移動手段の確保、さらには、高齢者や運転免許証を返納された方への支援、高齢者による事故防止の補助制度などとあわせて整備する必要がありますので、現在、福祉バス・公共交通のあり方や方向性の見直しについて、関係課と検討を行っているところでございます。

また、令和6年度、7年度には「みのかも定住自立圏公共交通基礎調査」による、美濃加茂圏域における各公共交通との乗り継ぎや路線の再編、圏域交通の方向性や考え方など、様々な側面から現状を把握するためのアンケート調査と、その結果に基づく基本構想の策定を予定しております。その際には、調査で得られた結果や内容を、先ほど申し上げました事業見直しの参考として活用していきたいと考えております。

なお、小学校の統廃合に伴いますスクールバスの導入についても、各所管課と事業の調整を図りながら学校統合計画全体の中で丁寧に検討していくこととしており、国により法整備の議論がされております「ライドシェア」と言われる相乗りの手法につきましても、

整備内容や導入に伴い、想定される諸問題を確認し、各関係機関とも調整を図りながら、その運用方法について検討して参りたいと考えております。

これらの検討事項につきましては、すぐに実現できるものではなく、期間を要するものでございます。今後も多くの方々に川辺町にお越しいただき、楽しんでいただきますよう、また、住民の皆様が気軽に利用できる利便性の高い移動手段につきまして、福祉バス、スクールバスとの調整を図り、経済的効率的かつ効果的な手法の実現に向け努めて参りますので、何卒、御理解御協力を御願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◎6番(佐伯瞬) 議長、所見を述べて質問を終わりたいと思います。あ、すみません。よろしいでしょうか。

◎議長(桜井真茂君) 佐伯瞬君のそれを認めます。

◎6番(佐伯瞬君) 失礼しました。先ほど町長がおっしゃっていたようにベッドタウンとしての川辺町ももちろん大切な話であると思いますが、人口減少は変わらず進んでおりますのでやはり関係人口増やすですとか、今の観光の盛り上がりっていうのを一過性のものではなくて継続的に川辺町に利益をもたらすような形に今こそ今後進めていって欲しいなと思いますので、ぜひその辺り含めて火気の取り扱いですとか、ちょっとずれましたけど交通整備、ぜひよろしくお願いします。

◎議長(桜井真茂君) 以上で、佐伯瞬君の一般質問を終わります。

議席番号9番 桜井芳男君。

◎9番(桜井芳男君) 議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思えます。

2点ございましてまず1点、町道等の雑草対策についてお聞きいたします。

今夏は非常に暑い夏でした。このような異常気象はいろいろな面に影響しております。さて、町民の方から農道のツルを含む雑草に対応ができない、また、通学路及び生活道路で雑草により自転車通学、シニアカーの運行に支障をきたしているとの話がありました。異常気象は今後も続くと思われます。草刈等を行っても、すぐ生えていたちごっこになり、対応の難しさは承知しておりますが、抜本的な対策のお考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

◎議長(桜井真茂君) 基盤整備課長 渡邊明弘君。

◎基盤整備課長(渡邊明弘君) それでは、お答えをいたします。本町全域の町道など、本庁が管理する町有地の除草をすべて行政で行うことは、もとより困難であり、地域の皆様の奉仕作業や隣接土地所有者の皆様が、自主的に行っていただいている善意の除草作業に頼らざるをえないのが現実です。御協力をいただいている皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

しかしながら、作業される皆様の減少や高齢化などの理由から、地域自らでの対応が難しくなっている現状であることは認識をしております。議員御指摘のとおり、今年は草が繁茂する時期に雨が多く、道路、河川などに草木が生い茂り、町道に覆いかぶさっている箇所もありました。除草などの相談が、各地区の区長に寄せられ本庁に要望書が提出されております。現場確認を行った上で、町道の除草につきましては、通過交通が多く、交通安全上に必要と思われる箇所について、会計年度任用職員の屋外作業員、または、現場状況により、町内土木業者に依頼し実施している状況でございます。

本庁が管理している施設において、財源上や人員不足など様々な課題がある中、継続できる維持管理の方法を取り入れていく必要があると認識しております。補助事業を積極的に活用し、皆様の御協力が得られる取り組みとして産業環境課が所管する川辺町里地里山整備団体補助金がございます。農道や農業用排水路など日頃の皆様の草刈などの保全管理活動を支援するもので、農業などのためだけでなく、良好な景観や災害防止など農地が持つ多面的な機能の維持と向上を目的とするものです。

補助の対象者は、町内に住所を有するものが3名以上の団体で、補助額は年間で10万円が上限です。

既存の公共施設維持管理届けに伴う燃料費の助成や、川辺町、里地里山整備団体補助金の活用を含め、適正な維持管理の実現に向けて、今後の検討課題とさせていただきますので、御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◎9番（櫻井芳男君） 再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 今、基盤整備課長からお答えいただきましたが、一つ目で、補助の川辺町里地里山整備団体補助金の拡充ということはお考えにならないのか、企画課長になるかもしれませんが、お答え願いたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 産業環境課長 馬場誠君。

◎産業環境課長（馬場誠君） この里地里山整備団体助成金につきましては、産業環境課の方で所管しておりますので私、馬場の方が回答させていただきます。

今の拡充というのは、金額の拡充そして団体の数の拡充ということがあると思うんですけど、こちらの方は金額の拡充ということでよろしいでしょうか。

◎9番（櫻井芳男君） いいですか。

◎議長（桜井真茂君） どうぞ。

◎9番（櫻井芳男君） はい。組織でないとできないということではなくて、例えば個人で、こういう業種をやっておられる方が多々あるということを知っております。

3人以上4人以上の組織でないとそれがいただけないっていうんじゃなくて、個人でもやっておられる方がおいでになるもんですから、業者1業者として、その方たちを雇い入れてやるということは、人材不足とか業者が非常に何ていうんすか、手薄になってるということを知りましたので、そのような考え、今後の考えはないかということです。

◎議長（桜井真茂君） 産業環境課長 馬場誠君。

◎産業環境課長（馬場誠君） 今の櫻井芳男議員さんの御回答に、あ、いえ、私の質問に対し私の回答がですね、間違っておりましたらまた御指摘ください。

民間事業者さんがやられるものに関しましては多分ですね、お金をいただいてやってるもしくは何かの対価をいただいてやっているものであるというふうに私も認識しております。これにつきましては、現状のとおりやっていただければという思いますし、土地の所有者の方とその辺のすり合わせをしていただければいいかなというふうに思っています。

この助成金は本年度から始めさせていただいて、昨年のこの時期から含めて、3月までに末までにですね、議員さんの方にもどのような内容なのかっていうのを御説明させていただいております。3名というのはやっぱり、例えば近所同士をとりあえず私達だけで何とかやろうぜというですね、意気込みをですね、買ってやっていただけるのは、やはり

3名が1番少ない人数ではないかということで、3名というラインを作らさしていただきました。

もう一つ、10万円は何かと言われますと、これは例えば草刈り機を替え刃だとか、紐から燃料代で、実際に活動された時のお茶代などに充てていただくということでやっていただきました。目的は、例えば3人が頑張つてやれば、ちょっと私達ももうちょっと手伝つてやろうぜと、やっぱりあの3人だけにやらせとっちゃあかんやないかということで、地域の方達の方ですね、この奮起に繋がるということを目的としてこの事業を始めさせていただきましたので、今後ですね、この事業費の補助額、それから事業団体への数の増大ということは十分考えておりますが、現状としましては、この3名でいうところは、私たちとしては、ここを1名、2名ということは考えておりません。

◎議長（桜井真茂君） 以上ですか。

◎産業環境課長（馬場誠君） 以上です。

◎議長（桜井真茂君） ただいま、産業環境課長の答弁の中で、「●●●」というような文言の表現がありました。これを「私達で」という文言に議事録を直ささせていただいてよろしいでしょうか。

◎産業環境課（馬場誠君） 申し訳ありません。はい、結構です。

◎議長（桜井真茂君） 議長としては不穏当の発言と判断いたしましたので、議事録の方を後日精査して訂正をいたします。

桜井芳男君。

◎9番（桜井芳男君） では、所見を述べて、次の質問に移りたいと思います。

今、基盤整備課長にお聞きしながら回答いただきましたけれども、人員がないというような話を聞いております。つまり、企業といいますか、この道路等の雑草の除去ということをやっていただくというようなことがその企業の人員が足らないと、人員不足だというような話も聞いております。ですけれども、今回こういうような形で、今なんていうんですか、夏が、暑い夏が続き、来年もないとは言い切れませんし、温暖化ですので、これからこのようなことが相当出てくると思います。答弁の中で、何て言いますか、区長とか、そういうようなところに寄せられたことを対応できないというようなことは事実、財政的にも厳しいとは思いますが、できるだけ皆さんに協力を願うということであれば、もう少しこれを広くアピールするというか、広報するというようなことが大事だというふうに考えております。

財政上の課題もありますけれども、町民の生活に支障をきたすようなことは、やっぱり手をこまねているわけにはいかないというふうに思いますので、もう少し長期的な展望を持った形でのこの除草というか、そういうものの対策を考えていただきたい。

それともう一つは、個人でちょっと先ほど言いましたけれども個人で、そういうような業をなさってる方がおいでになるんです。そういう方にも、人員不足ではなくてそういう方にも声をかけて組織でなくて、企業でなくても、そういう方で業をやっておられる方がおいでになりますので、そこら辺にお願いするというのを、これは財政的な問題もあるかもしれませんが重要じゃないかというふうに思っています。

皆さんも御存知のように、ある議員が、県道を除草しておられるという、そういうことは事実あって皆さんが認識されております。このような形を広くやっていただけるようにす

るといふことも、町の行政の一つの方針じゃないかというふうに考えますので、その点を留意していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。社会福祉協議会についてお聞きいたします。

去る11月21日の議会行政連絡会議において、川辺社協福祉協議会の再建案の中間報告及び説明がありました。提出資料を精読いたしましたが、なお不安をぬぐえません。組織の明確化、営業努力、そして意識改革等の説明がありました。ただ、当該法人は営利企業と性格を異にしております。今後、基本的な構造を見直さない限り、早晚繰り返しを惹起するようには思います。

今回の報告説明について、町としてどのように受け取り、まだどのような対応をお考えなのか説明を求めます。

◎議長（桜井真茂君） 健康福祉課長 横田博生君。

◎健康福祉課長（横田博生君） それではお答えいたします。

はじめに、経営改善の取り組み状況についてをお答えいたします。

川辺町社会福祉協議会の契約化の経緯や、組織の課題、経営改善に関する町の考え方につきましては、去る9月定例会で答弁いたしましたとおりで、現在も健康福祉課の課長、対策監のほか、関係職員と社協の職員で協議の場を定期的に設け、様々な課題、改善策の検討を継続し実行しております。

また10月から新たな事務局長が選任され、すぐに改善できる事項、中長期的な改善事項などを見える化し、町と連携を密にしながら、経営改善に鋭意取り組んでいる状況です。町と社協はともに、地域住民の福祉の向上を目指す方向性は一致しておりますが、社協の職員が提供する福祉サービスは、町が担う行政的な福祉とはある意味で相違しているものでございます。

社協の職員は、福祉の現場の最前線で、利用者と対話し、触れ合い、利用者、家族、に寄り添いながら、福祉サービスを提供しております。

また、地域に根差した社協は不採算事業であっても、福祉の空白が生じないように、当該事業に取り組んでおり、営利を求める民間の事業者とは一線を画す公益性の高い法人でございます。

一方、営利を求める民間の事業者では採算が合わないと、事業を廃止し撤退する傾向がございます。こうした公益性の強い法人である社協のことや、活動の基本となる自己財源が乏しいことなどから、一定の財政支援は必要と考えております。

次に、社協からの報告説明を受け、町としてどう受け取り、どのように対応していくかについてお答えをいたします。

先ほど議員が質問の中で申されたとおり、基本的な構造である組織体制の再構築が課題であることは町はもとより、理事会や新たな事務局長も認識されており、各事業の経営改善とともに、最重要課題として取り組んでおります。しかしながら、短期的な経営改善の取り組みの成果として一定の収支改善は見られるものの、中長期的な収支改善の見とおしでは、安心、安定した経営を行う状態には至っておりません。

今後の町の対応といたしましては、次の2つを考えております。

まず1つ目です。最重要課題となっている組織体制の再構築です。社協の定款規定などの各種ルールの見直し、ガバナンスをつかさどる人材の確保、育成、職責の明確化など、法人としての管理運営能力を確立し、安定した法人経営を取り戻すことです。これには、組織の中心となる事務局長、次長とともに取り組んで参ります。

もう1つは、介護事業所の環境整備です。利用者の方が快適な介護サービスの提供を受けられるように、空調設備などの大規模改修に着手しております。また、職員の方が充実したサービスを提供が行えるように、職員の働き方を改善するためのデジタル機器の導入なども進めております。所管課であります健康福祉課では、社協の管理職員と福祉に関する様々な課題などを議論する場として、連携会議というものを設置しております。これは毎月開催しております。ここでは社協の経営状況のチェック、経営改善の進捗などを共有し、必要な助言指導を行い、再発防止に努め、地域福祉の停滞を招かないようにと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、私からの答弁を終わります。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 町長のお加減の関係ですが、町長からもちょっと町としての方針をお願いしたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 社会福祉協議会に対する町の考え方や対応は、先ほど担当課長が答弁しましたとおりでございます。私からは、社会福祉協議会への期待と希望を申し上げます。

現在は、少子高齢化、核家族化の進展や、隣近所のおつき合いの希薄化など、地域における課題は多く、今後ますます複雑多様化する福祉のニーズに対して、社会福祉協議会が担う役割はより一層期待されるものと考えます。

こうした中で、地域福祉、介護福祉、障害者福祉の最前線で活躍されている社会福祉協議会の職員の皆様には、利用者のニーズに即した各種福祉サービスの提供を引き続きお願いしたいと考えております。

町の健康福祉課と社会福祉協議会は、福祉をつかさどる両輪としてどちらかが欠けても、立ちいかなくなりますので、それぞれの立場、責任分担などを踏まえ、連携強化を図りながら地域福祉の向上に邁進して参ります。

しかしながら、議員が懸念されておられる経営危機の再発につきましては、社会福祉協議会の理事会を始め、事務局長、次長中心に、社協、幹部職員の皆さんで、今一度、経営悪化の原因、課題を再認識していただきたいと存じます。そこが真の経営改善のスタートとなり、生まれ変わる社会福祉協議会として、目指すゴールに向かって着実に経営改善を進めていただきたいと切に御願いを申し上げます、私からの答弁といたします。

ありがとうございました。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 櫻井芳男君の、それを許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 今町長、重要な両輪であるというようなこと、それから財政上の必要があるということは課長の方からの今後も課題であるということを書いていただきました。これまでは、私の考えですけれども、コミュニケーションが十分でなかったと。

行政と社協との相談ごとといたしますか、それが一方通行もしくは拒否をするというようなことがあったのかもしれませんが能力以上の、能力って言っちゃ失礼ですけども川辺町社協が持っている能力が仮に5としましたら、6、7、8というような事業を拡大したことが、今回の財政赤字になり資金ショートするようなことになったというふうに思います。

ですから、これからはコミュニケーションを重要にいただきまして、そして、社協がもし、このようなことをやりたいという場合に、それは根拠、原資があるのかなのか、それができるかどうかというようなこともよくチェックをしていただいて、そしてその上で、時期尚早であるとか、または連絡を密にするようなことで、何とかクリアしていただきたい。また前回の9月の定例会でも質問いたしましたのでこれ以上は質問しませんし、皆さんが努力をされてるってことは重々承知しておりますけれども先ほどの別の質問の中で町長が述べられたように、小さな小さなといいますか地方自治体は、教育と福祉、この二つが大きな両輪だということは私も同感です。そのような中で、これは非常にほっておくわけにはいかないもんですから、そのようなところを留意してもらって、続けていただきたいと努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひ。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、桜井芳男君の一般質問を終わります。

議席番号2番 平岡正男君。

◎2番（平岡正男君） 議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから2点につきまして、質問をさせていただきますと思っております。

まず1点目、住み続けたい街として選ばれるための施策、これをですね、行って参りたいと思っております。

先の新聞報道で、住宅産業系事業者のアンケートランキングにおきまして、川辺町が住む住み続けたい街部門で東海4県で、東海4県エリアの中で4位になっております。昨年度は8位でした。岐阜県内では1位に輝いたことが紹介をされております。川辺町行政も、これを契機に、町民の皆さんの一大関心事であるところと見えられ、知恵と英知を出してこの町の行政にしっかりと取り組んでいただきたいというのが私の御願ひであります。

この先も川辺町を住み続けたい街として選んでいただけるような、施策を何か検討されているのか、町長にお尋ねをいたします。代理は参事ですね。はい、よろしくお願ひします。

◎議長（桜井真茂君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） それでは、町長にかわりまして私の方からお答えをさせていただきます。

賃貸住宅建設大手企業が毎年実施をしております、「街の住みこちランキング」今年は2023におきまして、本町は昨年ですね、ランク外から県内11位となりました。また、街の住みこちランキング特別集計における「住み続けたい街ランキング」では、昨年の県内2位から1位に、東海4県でも8位から4位という結果になり、新聞等にも掲載され、町内外の多くの方の目に触れることとなりました。民間による調査ではございますけれども、大変光栄なことと喜んでるところでございます。

調査概要につきましては、岐阜県内の居住の20歳以上の男女で2019年から2023年までの5年間で1万2585人の方からの回答を集計した結果で、「ずっと住んでいたい」という設問に対して、高い評価であったことがこの結果に結びついたようでございま

す。その他、特筆できる県内ランキングでは、防災では1位、愛着があるで4位、誇りがあるでは13位という調査結果でございました。

一方で、町の幸福度ランキングでは、県内21位、ちょうど真ん中に位置しております。このことから推察をいたしますと、幸福度では高い評価は得られなかったわけですが、住む場所としては、良いということが言えます。これは町の立地環境として、近隣市に商業施設や就業先も多いこと、本数は少ないですが、JR高山本線や国道41号美濃加茂バイパス東海環状自動車道の美濃加茂インターなどがあること、大きな災害もないことをといたことが考えられ、また、住宅物件の選択肢が多いといったことも実際の回答としてあったようでございます。

御質問のこの先もですね、川辺町を「住み続けたい街」として選んでいただけるような施策を考えているかとのことでございますが、上位に選ばれた自治体の評価のキーワードがありまして、1つ目「交通の利便性」、2つ目「商業施設」3つ目が「住環境」、4目「自然」、5つ目が「公園」、そして6つ目「子育て」などが挙げられています。町としましては、このような結果になった背景をしっかりと分析をした上で、これから進めようとしている各種事業に反映させていくことだと考えております。特に、重要事業として位置付けておりますのは、「小学校の統廃合」と「中川辺駅西地区整備事業」でございます。小学校の統廃合につきましては、西小学校の老朽化といった現実的な課題解決のために、行政として取り組まなければならないハード事業の位置付けでございます。ですが、どのような学校にしていくかといったソフト事業こそが本質でございますので、先ほどの評価のキーワードを子育てに大きく関与するということから、私ども含め、関係者の「英知」が求められます。

一方、「中川辺駅西地区整備事業」につきましては、義務的なものではなく投資的事业でございます。現在、町の人口は減少し少子高齢化が加速をしております。人口減少の要因として、先ほど町長のお話もありましたが、生まれる方より亡くなられる方が圧倒的に多いことによる自然減が原因でございます。これに対しまして、社会増減である転入転出につきましては、転入者の方が多い結果となっておりますけれども、差し引きいたしましても減少している状況でございます。このまま人口減少が進みますと、商圏の縮小ということからサービス業が撤退する可能性があるということで、それが原因で人口流出も加速することが予想されます。自然増にすることは至難のわざでございますけれども、社会増にすることは可能でございます。

本事業は本町の人口減少を食い止めることにより、医療福祉商業などの生活サービスの持続性、新たな活力を生み出すことを目的に実施をさせていただくものでございます。

かつて町の玄関口である中川辺駅及び周辺は、町民の方のみならず遠方からも買い物に訪れるほど活気に溢れる商店街でございました。また、公共施設や銀行、郵便局、農協といった施設も集中しており、町の中心市街地としてにぎわってございましたけれども、現在の状況は寂しい限りでございます。このような状況と居住地としてポテンシャルの高い駅西に着目し、①西駅舎と改札口の整備、②駅利用者のみならず誰もが通行可能な跨線人道橋の設置、この2つはどちらか一方のみを実施することはできず、セットで実施することがJR東海からの条件となっております。③駅西広場の整備、④アクセス道路の整備を計画し

ておりますが、まさに先ほどの評価のキーワードすべてに影響する事業であることを再認識したところでございます。

駅を中心とした新たな賑わいの場の創出につきましては、官民連携により、民間の知恵と資本をいかに導入するかが現在の最大の課題と考えております。1つの例を申し上げますと、若い世代が住む場所を検討する際には、「コンビニエンスストアが近くにあるか」というようなことも重要な条件となっているようでございます。駅舎のキヨスク的な役割をコンビニが担いつつ、町の情報発信機能であるとか、さらには国の方で総務省の方ではローカルビジネススタートアップ支援制度というものがあまして、そういったものの活用によって地域密着型事業の立ち上げなどにより、外部資本を活用した駅及び周辺の活性化を図ることが考えられます。

したがいまして、先ほど申し上げましたが、既存の2つの重要事業について、その趣旨目的に沿って、着実に推進することが町の発展に大きく寄与するものと考えており、ひいては「住み続けたい街」から「住んでみたい街」としても選択していただけるような街づくりを進めて参りたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

◎2番（平岡正男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 平岡正男君の再質問を許可します。

◎2番（平岡正男君） ただいまの質問につきまして大変丁寧に答えていただきました。そしてまた同僚議員からもですね、3名からも、このようなお話の中のことで、質問しておったようでございまして、概ね皆さんも御理解をしたんじゃないかなということを私は思います。

大きく分けまして、この1つは「小学校の統廃合」、これが1つ。それから2つ目、「駅西開発」、それから3つ目に「住宅政策」ですね。この3点について、非常に金のかかるまた、年数がかかるこういった事業でございます。学校統合にいたしましても、我々が長野へ行ってですね、視察をしに行きました。それからもう10年近くなるんですよね。それが、今、川辺町は少しずつであります、着々と進められておる、こういう状況であります。二元代表制です。町長と私どもの議会、二元代表制の中でしっかりとお金があるのか、川辺町の中に、この3つの事業を進める上において、金があるのかないのか。こういったことをですね、しっかりと説明をしてください。

駅西開発にいたしましても、人道橋、こういったものを作ろうと思いますと、計画から20年、これ、私の経験則です。今までやってきた経験の中で大体20年、ほぼかかっております。特に岐阜県の場合、岐阜市、名鉄、JRの関係ですが、概ね20年かかっているんですよね。この20年っていうのは、大変長いお話の中で、事業を進められるということ、こういうことであります。

町長も駅西開発については、「私の夢。ロマンだ」ということで、はっきりと議会に示されました。これをですね、事業化していく上においては、非常に多額な金がかかって、こないだも、議会と町長で東京へ陳情に行きましてですね、この陳情を契機に私どもも、いろんな施策を考えております。しかし、本当にですね、できるんでしょうかこれ。これだけのお金をかけるっていうことは、川辺町がどのようになっても俺はいいよという部分まで覚悟しないとできない事業じゃないかなと、そんなふうに私思っております。

町民の皆さんに十分な説明これをですね、しっかりしていただいて、資金規模、まだ現在把握されておらないと思います。資金規模としては把握されておらないと思いますが、ここらあたりのことをしっかりと把握して、町民の皆さんに示していただきたい。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 質問の趣旨は何ですか。

◎2番（平岡正男君） 金と事業の、

◎議長（桜井真茂君） お金はあるかと、ということですか。

◎2番（平岡正男君） 資金、資金ですね。

◎議長（桜井真茂君） はい、資金調達の件ですね。

◎2番（平岡正男君） そうです。

◎議長（桜井真茂君） 答弁できますか。参事 井上健君。

◎参事（井上健君） はい。今、平岡議員からですね、お金は大丈夫かという御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

お金については、今非常に厳しい状態であることは間違いありません。が、小学校建設に関しては、建設基金を現在積み上げておまして、昨年度末で約10億円の基金が積みまれています。あとはですね、建設に際しましては広域の補助金等の導入、それから足らずまいをですね、銀行融資に頼るとかっていうようなことは考えられます。

一方、駅西の方ですね、道路整備であるとか跨線橋整備事業につきましては、現在は国ですね、社会資本整備総合交付金を予定をしておりますけども、こちらにつきましては2分の1の補助ということでございますので、2分の1の持ち出しはその起債を借りるということになります。

いずれにしても、非常に厳しい状態であることは間違いありませんので、そういったことも踏まえてスケジューリングですね、そういったものを精査をしていく必要があるのかなというふうには考えておりますので、今後そのへんもですね、検討しながら進めて参りたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◎2番（平岡正男君） はい、それではですね、同僚議員の方からもですね、質問ありましたので、ここで次の質問に移らさせていただきます。

◎議長（桜井真茂君） それを許可します。

◎2番（平岡正男君） 次に、川辺町国民健康保険税率の見直しと後期高齢者医療制度の人間ドック補助についての質問をさせていただきます。

初めに、医療保険制度には主に、企業の従業員等が加入する健康保険、公務員などが加入する共済組合、自営業者などが加入する国民健康保険、75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度などがあります。制度ごとに保険料の差があり、低所得者には大きな負担となっております。また、医療保険制度ごとで、健康診断等の内容、或いは助成にも差があります。

そこで、1つ目に、川辺町国民健康保険税率の見直しについて。2つ目に、川辺町国民健康保険では人間ドック補助がありますが、後期高齢者医療制度では、制度がないために、後期高齢者医療制度での人間ドック補助の実施についての考え方、お考えをお尋ねいたします。

◎議長（桜井真茂君） 住民課長 林正和君。

◎住民課長（林正和君） それでは、御答えいたします。

初めに、国民健康保険、後期高齢者医療はすべての国民が安心して医療が受けられる国民皆保険制度の中核を担っております。

しかしながら、国民健康保険、後期高齢者医療は、企業等の従業員が加入する被用者保険に比べ、中高年齢者が多く加入していることから、医療費水準が高いことに加え低所得者の加入者が多いため、保険税の負担が重くなるという構造的な問題を抱えております。

医療保険制度は、各制度の仕組みの違いにより、加入者が負担する保険料には年齢や所得などで差がございます。後期高齢者医療は75歳以上のすべての方が加入し、国民健康保険は自営業の方や会社を退職した60歳代から74歳までの方が多く加入しております。中高年齢者が多く加入する後期高齢者医療と国民健康保険は、その事業内での収支のバランスをとるため、国、県、市町村などからの公的財源以外は、加入者からの保険料で運営をしております。逆に、企業等の従業員が加入する被用者保険や公務員などが加入する共済組合は、比較的若い年代が加入しており、一般的には事業主が保険料の半分を負担し、残りは給与天引きなどにより負担をいただいております。

1つ目の御質問、川辺町国民健康保険税率の見直しです。本町は平成30年度以降、税率改正は実施しておらず、現在の保険税率は岐阜県内でも低い水準となっております。本町の国民健康保険は、加入者の高齢化、医療費の増加などで赤字傾向であり、国民健康保険基金を取り崩すことで、収支のバランスを取っている状況です。今後は、基金を取り崩さず、毎年の収支のバランスがとれるよう、定期的な税率改正が必要と考えております。

また、岐阜県は令和11年度を目標に、保険税率の県内統一を目指しており、県内統一になった時に、保険税の急激な増額による町民の皆様への大きな負担を避けるためにも、今後、段階的かつ定期的な税率改正を検討しております。

2つ目の御質問、後期高齢者医療制度の人間ドック補助の実施についてです。現在、本町の国民健康保険では35歳から74歳までの人間ドック、脳ドックそれぞれで2万円以上負担した場合、その金額の75%、上限2万5千円まで補助しておりますが、後期高齢者医療ではその制度がない状況です。岐阜県後期高齢者広域連合による、県内統一での実施の予定はなく、実施するには町独自での実施となります。財源といたしましては、岐阜県後期高齢者広域連合からの検査費用の一部が委託委託料としていただきます。また、75歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療に移った方からの御意見で、国民健康保険のように人間ドックの補助があると良いとの御意見も多く伺っておりまして、令和6年度からの実施に向け検討をしております。私からの答弁は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎2番（平岡正男君） 所見を述べて、終わらせていただきたいと思えます。

◎議長（桜井真茂君） はい、平岡正男君、所見を述べて終わってください。

◎2番（平岡正男君） 大変今、・・・

◎議長（桜井真茂君） 着座にてお願いします。

◎2番（平岡正男君） ごめんなさい、ごめんなさい。

今課長の方からですね、縷々御説明をいただきました。大変保険制度につきましては、私も今、必死になって勉強させていただいてきたわけでありまして、町民の皆さんに対してもですね、パンフレットとかチラシ、こういったもので皆さんに周知をされておるところであります。

しかし、もう少し具体的に高齢者にわかりやすい方策、方法、こういったことをですね、しっかりと周知していただければと思っておりますので、この点についてよろしく願いをいたします。以上です。終わらせていただきます。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、平岡正男君の一般質問を終わります。

以上で、すべての一般質問は終わりました。ここで、休憩に入りたいと思います。再開を11時15分と定め、あ、ごめんなさい、15分間の休憩をとりますので、11時30分再開として休憩といたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時30分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」から日程第10 議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの9議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました9議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） ただいま議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第48号から議案第56号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりでございます。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、議案第49号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第50号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第51号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第52号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、議案第53号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第54号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第55号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」、議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」、付託されました議案第48号から議案第56号までの9議案につきましては、いずれも、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託されました9議案について12月5日から審査を開始し、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。

各課からは、担当する議案ごとに説明を受け、延べ40件あまりの質疑に対する応答を行いました。

12月6日に討論、採決を行った結果、9議案については報告書にありますとおり、いずれにつきましても全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題といたします。

議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

資料お配りしますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

◎議長(桜井真茂君) 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出者の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。

◎議長(桜井真茂君) 町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、上程いたしました案件につきまして、すべて可決を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

今年は3年ぶりの、4年ぶりですね、各イベントを恐る恐る開催させていただきました。ボート関係で言いますと川辺清流レガッタ、全中新人戦等がございます。それから川辺の夏のかわべ花火大会、そして、10月のマウンテンフェスティバルFUMOTO、そして明日ですけれども、スペシャルモノマネライブを予定をしております。こういったことでイベントも徐々に開催の運びとなりました。

考えてみますと、今年もあと半月、15日で新しい年を迎えることとなります。議員の皆様方にはどうぞ健康で新年を迎えられますように、心から祈念を申し上げまして、御礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(桜井真茂君) これをもちまして、令和5年第4回定例会を閉会といたします。

(閉会 午前11時47分)